

第13回新市の事務所の位置及び新市建設計画策定小委員会会議結果報告書

開催日時	平成16年 3月 6日(土) 13:00~14:39					
開催場所	古川合同庁舎 大会議室					
委員の出欠	委員長 (田尻町長)	堀江 敏正		委員 (岩出山町議会議員)	佐藤 智	
出席者 欠席者×	副委員長 (古川市議会議長)	佐藤 清隆	×	委員 (鳴子町議会議員)	大場 常男	
	副委員長 (鳴子町住民代表)	吉田 惇一		委員 (田尻町議会議員)	嶋田 穎夫	
	委員 (古川市助役)	橋本 正敏		委員 (古川市住民代表)	門脇 基	×
	委員 (松山町長)	狩野 猛夫		委員 (古川市住民代表)	高橋 義宣	
	委員 (三本木町長)	佐藤 武一郎		委員 (松山町住民代表)	小原 文夫	
	委員 (鹿島台町長)	鹿野 文永		委員 (松山町住民代表)	丸 一男	
	委員 (岩出山町長)	佐藤 仁一		委員 (三本木町住民代表)	伊東 茂	
	委員 (鳴子町長)	高橋 勇次郎		委員 (三本木町住民代表)	工藤 俊一	×
	委員 (松山町議会議長)	氷室 勝好		委員 (鹿島台町住民代表)	武藤 利孝	
	委員 (三本木町議会議長)	佐々木 吉一		委員 (鹿島台町住民代表)	阿部 雅良	×
	委員 (鹿島台町議会議長)	門間 忠		委員 (岩出山町住民代表)	佐藤 技	
	委員 (岩出山町議会議長)	遠藤 悟		委員 (岩出山町住民代表)	鹿野 孝	
	委員 (鳴子町議会議長)	中鉢 昇		委員 (鳴子町住民代表)	八畷 利恵	
	委員 (田尻町議会議長)	三神 祐司		委員 (田尻町住民代表)	及川 睦男	
	委員 (古川市議会議員)	佐藤 勝		委員 (田尻町住民代表)	白旗 成典	
	委員 (松山町議会議員)	小笠原 康次		委員 (宮城県市町村課)	菅原 久吉	
	委員 (三本木町議会議員)	三浦 幸治		委員 (古川地方県事務所)	千葉 修生	×
委員 (鹿島台町議会議員)	畑中 理一郎		出席者 32 名・欠席者 5 名			
事務局	協議会 会長 佐々木謙次, 事務局長 佐藤吉昭					
	事務局次長 千葉義明, 事務局次長 岡本 透					
	広報広聴班: 班長 小田中隆行 財政班: 班長 金森正彦, 班員 遠藤 愛					
	計画班: 班長 千葉博昭, 主任 赤間幸人, 班員 高橋 健					
その他	パシフィックコンサルタンツ(株): 安本賢司, 吉田洋子					
傍聴者	一般 9 名 ・ 報道関係 2 名( 2 社)					
委員長の署名						

## 会議次第

1. 開 会
2. あいさつ
3. 協議事項
  - (1) 新市建設計画について
    - ア 未記載部分の記述について  
個性を磨く地域自治組織（大崎市流）の創造
    - イ 記載文の変更について
    - ウ 財政計画の取扱いについて
  - (2) 地域審議会について
  - (3) 次回の開催日程について
4. その他
5. 閉会あいさつ
6. 閉 会

## 議事の概要

1. 開会…事務局 計画班 赤間主任（司会進行）
2. あいさつ…堀江委員長
3. 協議事項
  - (1) 新市建設計画について
    - ア 未記載部分の記述について  
堀江委員長…事前配布していた資料のP12を差し替えさせて頂く。「ア 未記載部分の記述について」と、「イ 記載文の変更について」を事務局へ説明を要請。  
事務局 千葉次長…「ア 未記載部分の記述について」は、新市建設計画第5章新市の施策の(1)市民が主役、協働のまちづくりの中の 個性を磨く地域自治組織（大崎市流）の創造の部分となるが、前回小委員会までの様々な角度からの検討結果を踏まえて、住民が主役となる自治組織を、学区や旧市町単位などの一定区域に設置し、行政と連携する協働体制を構築する。組織の役割としては、建設計画や各種計画策定において、住民の意見反映に努めることや、地域の人材や各種団体に支援を行うといった内容で文言整理している。地域自治組織に係る各種施策としては、これまでの各市町にある自治会等を基本とし、地域ごとに特色ある自治組織を構築するため、住民や関係団体と行政との協働による体制づくりに取り組む。地域自治組織の運営や活動の支援策を検討する。各自治組織間の交流や情報伝達等を行う組織として連絡協議会を設置する。自治組織の設置条例やまちづくり条例等を整備する。の4項目を提案するものである。  
「イ 記載文の変更について」は、前々回の小委員会で指摘のあった部分を含め、資料にある12箇所の変更を提案するものであると説明した。  
堀江委員長…委員へ意見を求める。  
佐藤（勝）委員…P1「地域の輝く個性が継続・拡充され、新市でそれぞれが調和し合うことによって大きな輝きを放つよう」といった文言は、個性が継続・拡充・調和ということで整合性がとれず、勘違いされることが考えられるため、削除しても良いのではないかとの意見。  
事務局 佐藤局長…新市の将来像で「地域の個性・文化が輝き」など、「地域の輝き」を前面に表現していることから、その表現を前文に入れている。また、個性の継続・拡充・調和に、違和感があるとは思いますが、ここで言う調和とは、新市全体での調和という意味合いと考えている。  
委員の指導を頂きたいと回答。  
佐藤（勝）委員…地域自治組織の創造の中で、あえて表現しなくても良いのではないかとの意見。  
佐々木委員…事務局で思案を重ねた結果の文言であると考えられるため、これで良いのではないか

との意見。

八鍬委員・・・1市6町それぞれが地域自治組織を創り、1市6町全体で1つの輪を創り上げるといふ強い思いの表れであると考えため、くどいほど言いたいという思いが一般住民に伝わるよう、これらの文言は残した方がよいとの意見。

堀江委員長・・・この部分については、原案のとおりでよいのではないかと意見である。委員へ諮る。

委員・・・異議なし。

白旗委員・・・確認させて頂く。P1「新市建設の進行状況や、各種計画策定における」という部分は、本来であれば地域審議会についての結論が決定してからのものであり、協議事項が前後しているのではないかと。未記載部分を結論づけた上で、地域審議会を設置しないとするか、よいのか。また、P4「保育所の入所等においても、勤務地近くでの利用が容易になるなど」とあるが、これについて事務レベルでの合意はされているのかとの質問。

事務局 千葉次長・・・地域審議会については、地域自治組織と併せて検討してきた経緯もあることから、どちらが先ということではなく、双方を本日協議頂くということに理解願うと回答。

また、旧市町の区域を越えた保育所に入所できるかということについては、新市における保育所のあり方として、区域を越えた入所もできるものと考えていると回答。

事務局 佐藤局長・・・保育所の入所については、合併後は垣根がなくなり、同じ市民になるということに理解頂きたいと回答。

堀江委員長・・・前回小委員会で、地域審議会を設置しないという大筋の方向を皆さんに理解して頂いた上で、地域自治組織の文言整理であることを理解頂きたいと回答。

白旗委員・・・流れについては承知しているが、地域自治組織において、建設計画の進行状況や各種計画の策定における提案を含めて、住民がどこまで理解して審議できるかということは、今後論議が必要と考える。この部分をあえて文言として載せることが、後の障害になるのではと心配しているとの意見。

事務局 佐藤局長・・・地域自治組織の役割は今後の検討課題であるため、もっと抽象的でよいとも考えられるが、分かり易くといった意味で記載しているものであると回答。

橋本委員・・・P3「市町村が、自らの責任のもとで自らの進む方向を定め」という部分は、これまでも各市町で取り組んできていることであり、当たり前のことと考えられるため、2行目「これからは、地方が主役の時代です。」を文頭にすればどうかとの意見。

事務局 佐藤局長・・・全国の自治体同じ考え方で取り組んできた事ではあるが、一般論として国全体の現状を記載しているということに理解して頂きたいと回答。

吉田副委員長・・・住民として意見を述べさせて頂く。行政側から見れば、これまで取り組んできた事と思われるかもしれないが、重要なのは、これまで住民は与えられたサービスに頼ってきたことにあり、合併の議論でも、どうなんだろうという意見が多く、どうしたいという意見がなかなか出てこないところにある。与えられた一方通行のサービスを受けるだけでなく、「自分から」という文言を明確に記載した方が分かり易いとの意見。

橋本委員・・・了解。

堀江委員長・・・この部分について、原案のとおりとすることでよいかと委員へ諮る。

委員・・・異議なし。

八鍬委員・・・少子化対策としての、子育てや仕事への復帰などの支援も重要であるが、男女の出会いが少ないために、独身の男女が増えてきていることも一つの要因としてあると思う。合併による交流の中で、例えば結婚推進委員会なる組織で、1市6町の男女間交流を促進することなども必要ではないかと意見。

堀江委員長・・・これまで各市町において、それぞれの形で結婚相談や結婚推進に取り組んできているが、合併協議の中でどのように反映されるかについて、事務局に説明を要請。

事務局 佐藤局長・・・各市町によって名称は違うが、様々な事業が展開されている。事務事業の調整においては、具体的な方針までは至っていないが、現在検討中であり、今後の調整の参考

とさせて頂く。また建設計画のどの項目に含めるかは難しいところであるが、意見として頂くと回答。

堀江委員長…今後の検討の中で方向性を示していくということで良いか諮る。

八鍬委員…了解。

堀江委員長…「ウ 財政計画の取扱いについて」事務局に説明を要請。

事務局 千葉次長…2月2日の第11回小委員会にて、スケジュールの変更を説明しているが、全ての協定項目の最終協議が3月末にずれ込むことから、建設計画第8章の財政計画の数値の確定についても3月末以降になり、また、合併特例債400億円のうちの個別事業についても、現在各市町で事業の一部調整をしているところである。ここで提案であるが、本小委員会の協議事項は、本日の議案が承認されることにより、第8章財政計画以外は全て終了となる。財政計画については、財政計画完成後の協議会にて、財政計画を含めた建設計画の完成版を協議頂くという取扱いにさせて頂くことで、本小委員会における協議は、本日をもって終了とさせて頂きたいと提案した。

堀江委員長…本来であれば、全体の協議会に示す前に、本小委員会にて協議すべきところであるが、スケジュール等の都合により、建設計画の文言整理については、本日の協議で終了とし、財政計画の最終数値と個別事業の最終調整結果については、本小委員会の委員全員が全体の協議会の委員でもあることから、最終の全体協議会で協議して頂きたい旨の提案であった。委員へ意見を求める。

委員…異議なし。

堀江委員長…提案のとおりとさせて頂く。

## (2) 地域審議会について

堀江委員長…地域審議会について事務局に説明を要請。

事務局 千葉次長…地域審議会については、これまで地域自治組織と併せて検討頂き、前回第12回小委員会にて、地域審議会の機能を併せ持つ地域自治組織を設置することで検討するのであれば、設置しなくても良いとの結論になったことから、案として示している協定項目の文言について協議頂きたいと説明した。

堀江委員長…文言について委員へ意見を求める。

佐藤(勝)委員…「基調」という表現があるが、一般住民が見て分かり易い言葉にすべきではないか。また「合併時までには検討する」とあるが、具体的な手法やスケジュールの考えはあるのか質問。

事務局 千葉次長…「基調」については、「基本」という表現を選択肢に、この場で検討して頂きたい。「合併時までには検討する」については、事務局内の考えではあるが、6月に予定している合併調印後に、新たな検討機関を設置し、あり方や組織構成などの具体について検討するものと考えている。人選については未定であると回答。

佐藤(勝)委員…「検討する」ということは、決定するということではないので、合併後も継続して検討するという意味も含まれていると考えるが、検討の終点見通しはあるのか質問。

事務局 佐藤局長…現段階で考えられるのは、ここでいう検討とは、合併時までには組織を立ち上げるにあたって、その組織の機能や役割など、基本となる部分を決めるための検討であり、合併後は、地域ごとの詳細な事業メニューや、活動メニューなどの検討が必要と考えていると回答。

堀江委員長…現時点で検討する機関は決まっていないが、協議会から新たに付託されることになると思う。また合併と同時に、戸惑うことのないような組織を構築するといった目標を持って検討することになると回答。

氷室委員…地域審議会を設置しない場合、どうあるべきかをこれまで議論してきたが、協議会から協議の付託をされないことも懸念されることから、協議会からの付託という形ではなく、本小委員会から検討の必要性を訴えることが必要ではないかとの意見。

堀江委員長…地域審議会は設置しないという結論に至った経緯には、地域審議会の機能を兼ね合わせた組織を構築するという前提が、本小委員会の合意であり、協議会に要請しなければ協議しないということではない。今後の協議の場については、協議会で方向が示されることになるが、本小委員会で引き続き協議するという事は、現時点ではなり難いと思うが、場合によっては、ここの委員皆様へ付託されることも考えられると回答。

氷室委員…合併までのスケジュールが過密であることから、早急に協議すべきであるとの意見。

佐藤(勝)委員…これまで地域審議会との関連で地域自治組織についても検討してきたことから、できるならば本小委員会で検討させてほしいとの意見。

事務局 佐藤局長…本小委員会への付託事項は、事務所の位置、建設計画、地域審議会の3項目であり、地域審議会の結論と建設計画第8章の進め方を本日承認頂けたと仮定すれば、本小委員会は本日をもって解散ということになる。よって、地域自治組織の検討については、各市町の議決後、早急に協議会で考える必要があると回答。

堀江委員長…委員へ諮る。

委員…了解。

遠藤委員…協定項目10の文言について、「住民自治の理念に基づく、協働を基調とする新たな組織」という組織の説明部分は、建設計画第5章で地域自治組織の創造として謳っていることから、「地域審議会は設置しない。ただし、その役割を地域自治組織に盛り込む」というように、もっと簡素に分かり易くした方が良いのではないかと。また「合併時までには検討する」という部分は、「地域自治組織の中に盛り込むこととする」と明示すべきではないかと。意見。

事務局 佐藤局長…「ただし」以降については、今後検討する部分ではあるが、大崎市流ということで、一般に言われる地域自治組織よりも膨らみが出てくると考えられることから、あえて地域自治組織という名称を使わなかったという経緯があると回答。

遠藤委員…大崎市流としての名称は今後の問題であるが、地域自治組織というのは総称であることから、「ただし」以降に謳う必要があるのではないかと。意見。

堀江委員長…委員へ意見を求める。

武藤委員…P6で「個性を磨く地域自治組織を創造する」とはっきり言い切っていることから、整合性を考えると、地域自治組織と明示した方が良いのではないかと。意見。

門間委員…地域審議会の機能を地域自治組織に移行し、また地域審議会の役割を上回る協働の社会を構築するツールとして、新たに大崎流の地域自治組織を構築するという、これまでの議論の積み重ねがある。「新たな組織を合併時まで検討する」となると、住民から「新たな組織とは何か」、「検討して要らないとなれば設置しないのか」などの疑問が出てくることから、「協働を基調とする地域自治組織を合併時まで設置する。」と明示してはどうかとの意見。また、財政計画にも関連するが、新たな自治組織が担う役割の調整と、予算配分の規模や手法について、考えがあれば聞かせて頂きたいと要請。

堀江委員長…複数の委員から、地域自治組織と入れた方が良くとの意見があった。入れる方向で良いかと諮る。

委員…異議なし。

堀江委員長…協定項目の文言については、休憩後、再度お示しをする。門間委員の後段の質問について、事務局に説明を要請。

事務局 佐藤局長…地域コミュニティ、地域活動などの新たな自治活動に係る予算については、その機能や役割の検討と並行して検討されるものと考えていると回答。

門間委員…了解。

堀江委員長…14時30分まで休憩とする。

《休憩》

堀江委員長…再開する。協定項目の文言について、事務局へ説明を要請。

事務局 千葉次長…「ただし」以降について読み上げる。「ただし、その期待される役割を兼ね

る地域自治組織を設置することで、合併時まで検討する。」と提案。

堀江委員長…只今、事務局から提案のあった文言について諮る。

委員…異議なし。

堀江委員長…本日の小委員会閉会までに、改めて印刷したものを配布する。

氷室委員…地域自治組織について、鹿野（文）委員が精通していると伺っているので、お話頂きたいと要請。

堀江委員長…前回までお話頂いた後の新しい情報があればお願いしたいと要請。

鹿野（文）委員…法案を固めるにあたっての、自民党総務委員会での説明資料を入手したが、全て読んでいないため、本日は発言を控えさせて頂く。

堀江委員長…その他意見を求める。

委員…なし。

堀江委員長…（２）地域審議会についての協議は、以上で終了とする。

### （３）次回の開催日程について

堀江委員長…次回開催日程について事務局へ説明を要請。

事務局 千葉次長…本小委員会に付託された新市の事務所の位置、新市建設計画及び地域審議会については、協議会で協議頂くこととした建設計画の財政計画を除いて、全て完了したことから、本小委員会については、本日で最終ということを確認願う。建設計画に係る今後のスケジュールについては、3月28日の協議会において、協定項目を全て承認頂くとすると、次回4月上旬の協議会に建設計画全体を提案し、その後、県への本協議を行い、4月末には回答を頂きたいと考えている。完成した建設計画については、協議会として公表し、総務大臣と県知事に送付することで、全て完了ということになると説明した。

堀江委員長…委員へ質問等を求める。

委員…異議なし。

堀江委員長…以上で協議事項を終了とする。

4. その他…なし。

5. 閉会あいさつ…吉田副委員長

6. 閉会…事務局 計画班 赤間主任